

平成30年度 フロン対策講習会

フロン排出抑制法の概要と 都の対応



東京都環境局

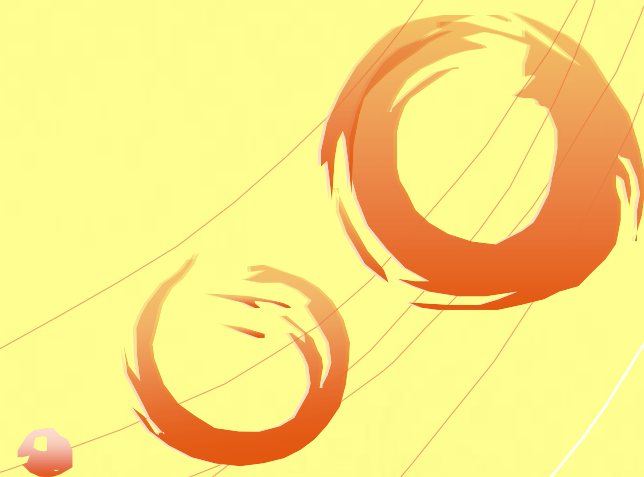


ご説明内容

- 1 フロン類充填回収状況
- 2 立入検査
- 3 フロンをめぐる動向
- 4 注意喚起・その他
- 5 充填回収業者の義務
- 6 資料



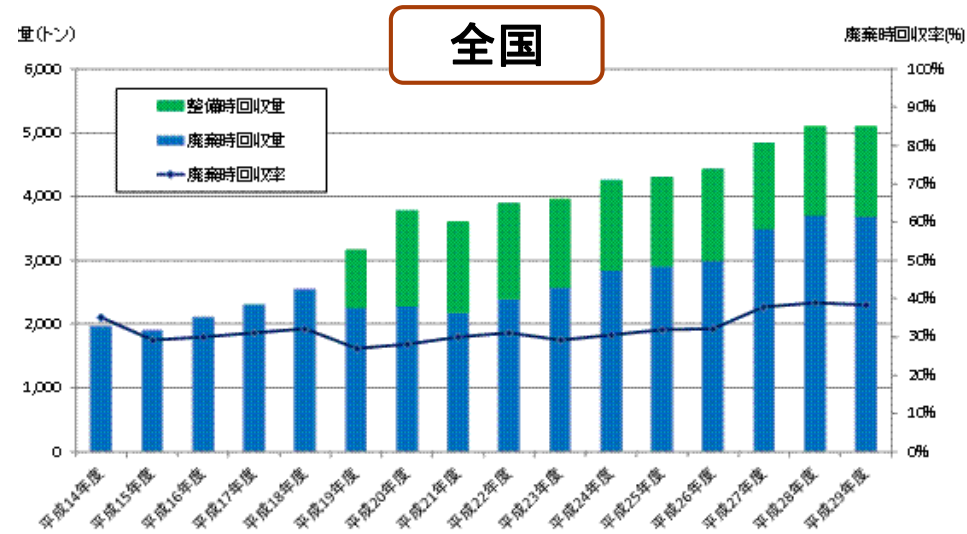
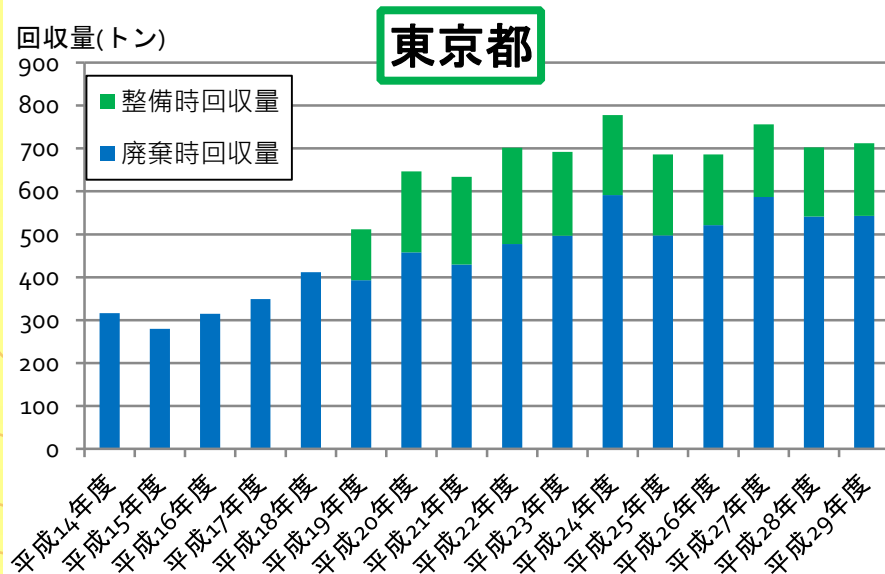
1 フロン類充填回収状況



フロン類回収量等の推移（東京都・全国）

平成29年度の集計結果

		東京都	全国	都の全国比[%]
充填量	[kg]	506,856	5,227,223	9.7
充填台数	[台]	59,123	558,364	10.6
回収量	[kg]	712,091	5,094,363	14.0
回収台数	[台]	142,677	1,522,019	9.4



出展：平成30年10月25日 環境省・経済産業省 報道発表

フロン排出抑制法に基づく回収量等の推移

平成29年度充填量回収量報告（東京都）

	単位	29年度	28年度	増減 (29年度-28年度)
充填量	t	507	575	△ 68
充填台数	台	59,123	68,975	△ 9,852
年度当初保管量	t	22	20	2
回収量	t	712	703	9
CFC	t	17	13	4
HCFC	t	363	409	△ 46
HFC	t	331	281	50
回収台数	台	142,677	139,693	2,984
自ら再生後、充填	t	5	12	△ 7
49条業者へ持ち込み	t	235	163	72
再生業者へ持ち込み	t	55	87	△ 32
破壊業者へ持ち込み	t	408	439	△ 31
年度末保管量	t	31	22	9

- ・ 充填量の約4分の3がHFC
- ・ 回収量の約2分の1がHCFC

全国の充填量回収量報告の集計結果概要

概要

○冷媒の種類別では、CFC、HCFCからHFCへの代替が進んでいることに伴い、前年度比で、**HFCの充填量は約8.1%増、回収量は約17.9%増**

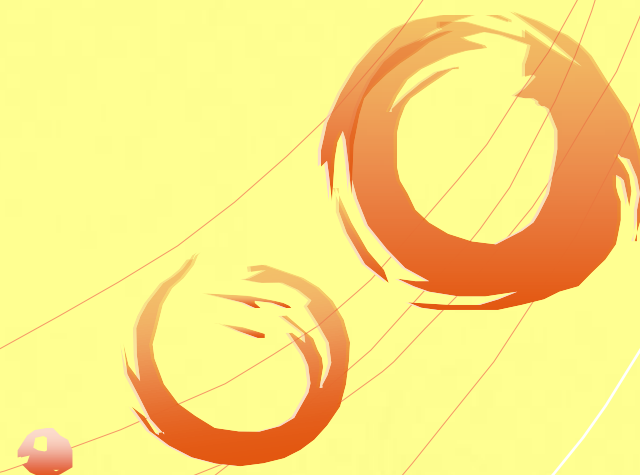
○平成29年度における廃棄時のフロン類回収率は推計値で**約38%**（前年度は約39%）。10年以上3割台

国の取組

○回収率低迷の要因と対策についての調査・分析

○フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化、業務用冷凍空調機器の使用時漏えい防止等、フロン類の更なる排出抑制

2 立入検査



管理者への立入検査

主な立入検査先

平成27年度 行政機関等

平成28年度 民間企業等

平成29年度 民間企業及び公共機関

平成30年度 民間企業及び公共機関

商業施設 スーパーマーケット等

事務所

教育施設 学校

物流施設 冷蔵倉庫棟

管理者への立入検査

事例⇒指示事項

- ・ 点検対象機器を一部誤認しており、点検していない機器があった。
空調機のみ点検を実施しており、冷凍冷蔵機器は対象外と誤認等。

⇒早急に点検を指示

- ・ 点検回数不足

⇒点検を法定の回数行うよう指示

- ・ 記録簿の不備

⇒点検に係る事項を記載した記録簿を整備及び保管を指示

- ・ 書類の未保存

⇒修繕を行った場合は充填回収証明書を受け取り保管を指示

依頼事項

- ・ 機器ごとの一覧表の作成
- ・ 使用していない機器の適切な処分

管理者への立入検査

【管理の事例】

運送事業者（鉄道系）

- ☑ 機器の全ての記録（設置日、機器の仕様、機器のフロンの情報、設置した業者名、修繕記録）を専用のシステムを構築し、一括管理

不動産業者（商業系施設＋住居のビル管理）

- ☑ テナントの出店前説明会で、フロン排出抑制法の点検等の取組について説明。また、各店の店長などにも個別に説明し、点検の実施について働きかけ

総合小売業（首都圏展開）

- ☑ 初回の点検をメーカーに委託し、点検対象機器とその点検方法を確認した。また、点検の記録簿の作成を依頼し、現在はその点検記録簿を使用し点検等を実施

管理者への普及啓発

地域商工団体と連携したフロン排出抑制法管理推進事業

- 目的：フロン法の普及と確実な点検実施
- 事業概要：
 - ・ 地域商工団体に対し、指導員がフロン法の説明を行う。
 - ・ 指導員が、当該地域の事業者を訪問し、簡易点検の対象や方法及び記録簿について説明。
- ねらい：商工団体を通じた情報共有と、点検等の取組の確実な実施

解体工事現場

事例⇒指示事項

- ・ 設置機器事前確認書の未交付及び交付が確認できない等
⇒書面の交付及び交付の確認を指示
- ・ 引取証明書等の交付
⇒確実な交付を指示

依頼事項

- ・ フロン回収済の機器に、「フロン回収済」の旨を記したシールの貼付等
- ・ フロン法対象機器の設置されていない現場においても、今後の解体現場において、対象機器があった場合は確実なフロン回収を行うよう依頼
- ・ 使用していない機器の適切な処分

元請業者の確認及び説明

設置機器事前確認書

(フロン排出抑制法に規定する第一種特定製品設置に関する確認結果説明書①)

書面の交付年月日 年 月 日

(特定解体工事発注者)

氏名又は名称

住所 〒

(特定解体工事

氏名又は名称

住所 〒

特定解体工事

電話番号：

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」における第一種特定製品の設置の有無について確認を行った結果

記

特定解体工事の名称	
特定解体工事の場所	

第一種特定製品の設置の有無

☐ あり		☐ なし	
「あり」の場合その種類と台数		「なし」の理由（該当するものに☑印）	
エアコンディショナー	冷蔵庫及び冷凍機器	☐ ①対象機器の設置は元々なし	
		☐ ②対象機器は廃棄済みである	
		☐ ③対象機器はフロン回収済みである	
		☐ ④家庭用機器のみである（家電リサイクル法で処理）	
		☐ ⑤その他（具体的にその理由を明記下さい）	

特定工事発注者の皆様へ

※「あり」の場合は、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者にフロン類回収を依頼する必要があります。
 ※フロン類回収を委託する場合は、別に定める書面（委託確認書）を交付する必要があります。
 ※本書の詳細調査を必要とする場合は、第一種フロン類充填回収業者・回収関係機関にご相談下さい。
 ※表紙の裏側に、設置されている機器の詳細を説明しております。

フロン類を回収せずに放出すると、法律に基づき罰せられます。

（下線の項目は法律・省令で定められた記載項目です。）

様式については「(財)日本冷媒・環境保全機構(JRECO)」のホームページからダウンロードできます。 www.jreco.or.jp

元請業者の確認及び説明

誰が

工事の元請業者が

誰に

工事発注者に

何をどのように

- 第一種特定製品の設置の有無を確認、確認結果を書面で交付する。
 - 書面の交付年月日
 - 元請業者の氏名又は名称、住所
 - 工事発注者の氏名又は名称、住所
 - 工事名称、場所
 - 第一種特定製品の設置の有無の結果

3 フロンをめぐる動向

**出展：オゾン層保護法の一部を改正する法律案
(平成30年3月 経済産業省 環境省)**



現行オゾン層保護法の概要

- オゾン層破壊効果のあるフロン^①の生産量・消費量の削減義務を課した「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の国内担保措置として、「オゾン層保護法」に基づき、「特定フロン」の製造・輸入を規制し、オゾン層破壊効果のない「代替フロン」への転換を図ってきた。

モントリオール議定書

- 各国に、オゾン層を破壊する物質の生産量及び消費量の段階的な削減を義務付け。
- 1987年に採択し、現在196か国及びEUが締結。

オゾン層保護法

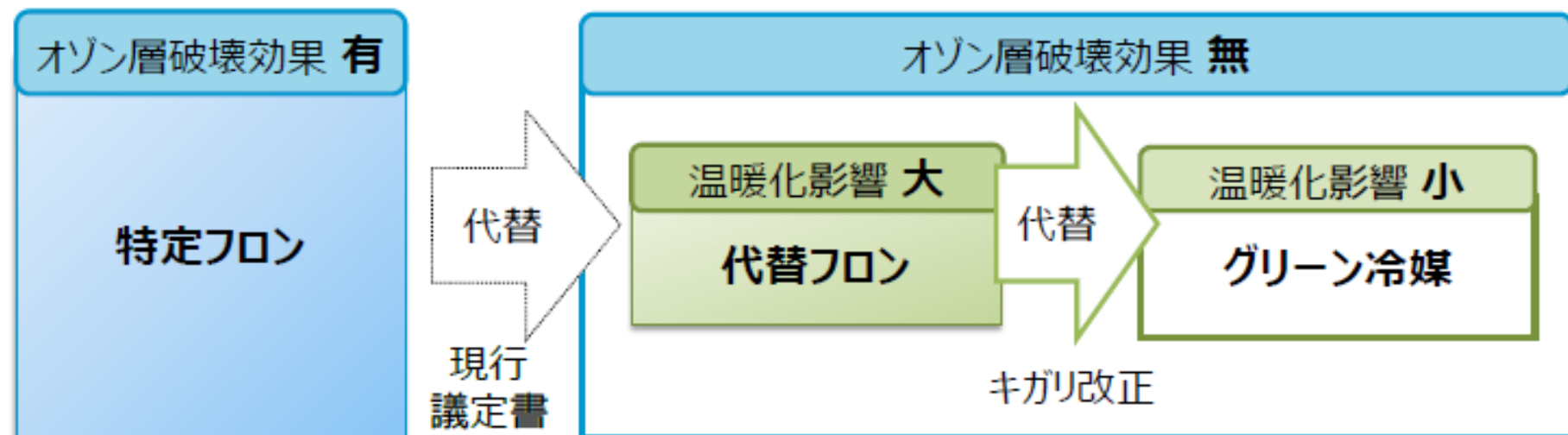
国内担保措置

- 経済産業大臣及び環境大臣は、議定書に基づき我が国が遵守すべき特定フロンの生産量・消費量の限度を定めて公表する。
- 特定フロンについて、製造及び輸入に係る経済産業大臣の許可・承認を求める。

今回のモントリオール議定書改正の内容

- 2016年10月、ルワンダのキガリにて議定書が改正され、代替フロンについても、温室効果が高く地球温暖化に影響を与えることに鑑み、生産量・消費量の削減義務が課されることとなったため、新たな国内担保措置が必要。
- キガリ改正は、既に28ヶ国が締結しており（2018年3月時点）、20ヶ国以上の締結という発効要件を満たしているため、2019年1月1日からの発効が確実。

※今回の議定書改正については、今次通常国会で承認を求める予定。



キガリ改正の規制対象となる代替フロン（18種類）

物 質	GWP	物 質	GWP
HFC-134	1,100	HFC-245ca	693
HFC-134a	1,430	HFC-43-10mee	1,640
HFC-143	353	HFC-32	675
HFC-245fa	1,030	HFC-125	3,500
HFC-365mfc	794	HFC-143a	4,470
HFC-227ea	3,220	HFC-41	92
HFC-236cb	1,340	HFC-152	53
HFC-236ea	1,370	HFC-152a	124
HFC-236fa	9,810	HFC-23	14,800

※GWP・・・地球温暖化係数（CO2を1とした場合の温暖化影響の強さを表す値）

オゾン層保護法改正案のポイント

- キガリ改正に基づく代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、代替フロンの製造及び輸入を規制する等の措置を講ずる。

※現行法における特定フロンの措置と同一の枠組み。

主な措置事項

○経済産業大臣及び環境大臣は、議定書に基づき我が国が遵守すべき代替フロンの生産量・消費量の限度を定めて公表する。

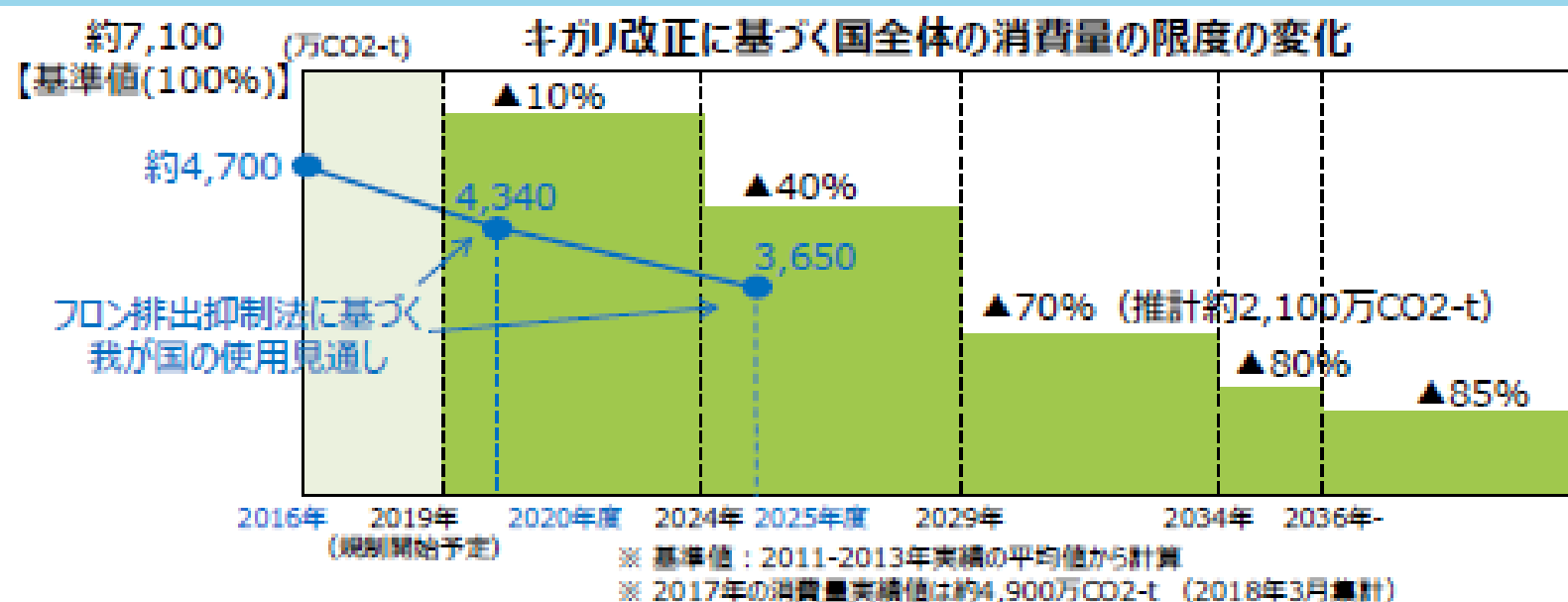
○代替フロンの製造及び輸入について、

- ・製造しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないこととする。
- ・輸入しようとする者は、外為法の規定に基づく経済産業大臣の承認を受けなければならないこととする。

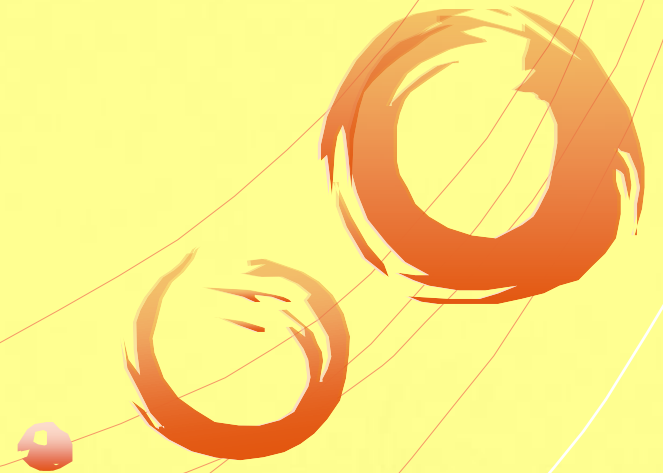
※我が国における代替フロンの主な用途は、冷凍空調機器に用いる冷媒用途（約 9 割）。残りの用途は、断熱材を成形するための発泡剤や、噴射剤等。

改正法の運用の考え方

- キガリ改正に基づき、国全体の代替フロン生産量、消費量それぞれの限度について、**2019年以降、段階的に切り下げていくこととなる。**
- 各事業者に対する製造量、輸入量の配分の仕組みは、**実績を踏まえた形を基本**としつつ、国全体での代替フロン削減に寄与する**画期的に温室効果の低い冷媒の製造等に対し、インセンティブを付与**するものとする。
- 特に厳しくなる**2029年以降の削減義務（推計約2,100万CO₂-t）**を達成すべく、**グリーン冷媒**及びそれを活用した**機器の開発・導入**を計画的に推進していく。



4 注意喚起・その他



第一種フロン類充填回収業者による 高圧ガス保安法違反及び事故の発生について

経緯

- 平成29年 8 月 事故発生
- 都内の第一種フロン類充填回収業者により、業務用冷蔵庫の冷凍機内からフロンを回収する際に、再充てんが禁止されている容器(缶)に、フロンを充てんしたところ、容器が爆発し、自ら大けがした。
- 平成30年11月 書類送検

根拠法令

- 再充てん禁止容器に高圧ガスを再充てんすることは禁止。（高圧ガス保安法第48条第3項）

売込みに御注意下さい！

こんな事案が報告されています。

- 環境省などから指示されたと偽り、点検等の契約を無理やり結ぶ“点検業者”がいます。
- 「フロン排出抑制法の改正で、フロンが使えなくなるので、フロンから別のガスに入れ替えたほうが良い」と偽りガスの入れ替えを勧誘する業者もいます。

こんな売込みには注意！

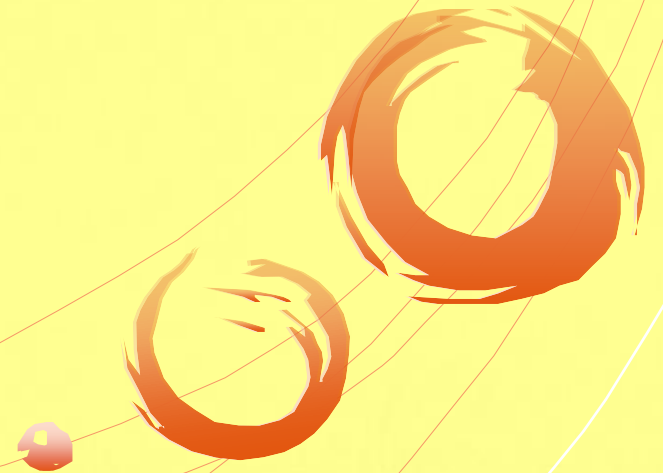
フロンを使用した空調機器の点検を無料でやります。いかがいいますか？

環境省から指示されています。

別のガスに入れ替えたほうが良いですよ

※このような売込みには十分御注意いただくよう、ぜひ、御周知ください。

5 充填回収業者の義務



フロン類充填回収業者の義務

- ① 業者の登録（登録・更新・変更・廃業等）
- ② 充填基準の順守
- ③ 充填証明書の交付
- ④ 回収基準の順守（整備時・廃棄時）
- ⑤ 回収フロンの引取義務（整備時・廃棄時）
- ⑥ 回収証明書の交付
- ⑦ 引取証明書の交付・写しの保存
- ⑧ フロンの引渡義務
- ⑨ 充填量・回収量等に関する記録と保存
- ⑩ 充填量・回収量等の都への報告
- ⑪ 省令に基づく第一種フロン類再生業
- ⑫ 再生証明書／破壊証明書の回付・保存
- ⑬ フロン回収等の料金説明

フロン類充填回収業者の義務

② 充填基準の順守

(フロン排出抑制法第37条第3項)

- フロンの充填を行う前に、点検記録簿を確認
- 当該第一種特定製品も目視で確認
- **原則、フロンの漏えいがないことが確認できるまで充填を行ってはならない。**
- 充填作業中にフロンを大気中に放出しないよう必要な措置を講ずる。
- 十分な知見を有する者が自ら実施するか、若しくは立ち会うことが必須。

フロン類充填回収業者の義務

③ 充填証明書の交付（設置時・整備時）

（フロン排出抑制法第37条第4項）

- ・ 充填を行った日から30日以内に管理者に交付

⑥ 回収証明書の交付（整備時）

（フロン排出抑制法第39条第6項）

- ・ 回収を行った日から30日以内に管理者に交付

Q 「整備時」と「廃棄時」の書面について

A 廃棄時も機器からフロンを回収するため、発行する証明書を『回収証明書』と勘違いしている方がいます。廃棄時は、行程管理制度の引取証明書です。御注意下さい。

フロン類充填回収業者の義務

⑦ 引取証明書の交付・写しの保存

（フロン排出抑制法第45条第1項）

- ・ 廃棄等実施者からフロンを直接引き取った時は、30日以内に引取証明書を交付（写し3年間保存）

Q 廃棄時のフロン回収の証明書は何を使ったらいいの？

A 市販されている行程管理票をお使いいただくと、フロン回収依頼から引き取った証明書まで記載できる様式となっています。

フロン回収の依頼者（廃棄等実施者）に、フロン充填回収業者からも御提示ください。

フロン類充填回収業者の義務

⑧ フロンの引渡義務

（フロン排出抑制法第46条第1項）

- ・ 引き取ったフロンは、原則「破壊業者」「第一種フロン類再生業者」に引き渡すこと（都認定の施行規則第49条^{第1号}業者（旧7条業者）に引き渡すことも可。）。

Q 再生（破壊）証明書はどうしたらいいですか？

A 第一種フロン類充填回収業者は再生（破壊）証明書の写しを3年間保存することとされています。

管理者には迅速に回付してください（管理者は、この証明の確認のみで保存義務がありません）。

フロン類充填回収業者の義務

⑨ 充填量・回収量等に関する記録と保存

（フロン排出抑制法第47条第1項）

- ・ フロンの充填量及び回収量について、記録を行い、その記録を5年間保存すること。

■記録事項
・ 第一種特定製品の管理者と整備業者の氏名（名称）及び住所
・ 第一種特定製品に充填した年月日
・ 充填した第一種特定製品の種類と台数、フロン類の種類と量
・ 設置時の充填か、整備時の充填かの別
・ 第一種特定製品の管理者、第一種特定製品の廃棄等実施者、整備業者、引渡受託者の氏名（名称）及び住所
・ 第一種特定製品から回収した年月日
・ 回収した第一種特定製品の種類と台数、フロン類の種類と量（回収した後に、再び当該機器に充填した量は除く。）

フロン類充填回収業者の義務

■記録事項のつづき

- ・ 設置時の充填か、整備時の充填かの別
- ・ 第一種フロン類再生業者に引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称)
- ・ フロン類破壊業者に引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称)
- ・ 施行規則第49条第1号の都認定の業者に引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称)
- ・ 再生業者許可前の施設で、その施設の性能検証に使用するためのフロンの引渡しがあった場合（施行規則第49条第2号の規定）はその記録（引き渡したフロンの種類とその量、引渡年月日、引き渡した相手方の氏名(名称)）

フロン類充填回収業者の義務

⑩ 充填量・回収量等の都への報告

（フロン排出抑制法第47条第3項）

- ・ 前年度に行った充填業・回収業の記録をもとに、年度終了後45日以内に東京都へ報告すること。
- ・ 東京都では、毎年3月に当該年度の報告について様式等を送付。これには、前年度報告の「年度末に保管していた量」を、「年度当初に保管していた量」に記載済（確認をしてください。）

（注意）充填のために新規購入して保管しているフロンは、「年度当初に保管していた量」や「年度末に保管していた量」に含めないでください。

報告の事項

第一種特定製品（エアコン・冷凍冷蔵庫）別、及びフロンの種類別に以下について報告書を記載

- ✓ 設置・設置以外別の充填量・台数
- ✓ 整備・廃棄等別の回収量・台数
- ✓ 整備・廃棄等別の年度当初に保管していた量
- ✓ 整備・廃棄等別の再生業者に引き渡した量
- ✓ 整備・廃棄等別の破壊業者に引き渡した量
- ✓ 整備・廃棄等別の自ら再生し、充填した量
（この場合、設置・設置以外の充填量・台数にも記載）
- ✓ 整備・廃棄等別の省令第49条第1号の業者に引き渡した量
- ✓ 整備・廃棄等別の年度末に保管していた量

第一種フロン類充填回収業者のフロン類 充填量・回収量等に関する報告書 様式抜粋

CFC (R11、R12、R113等)						
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
CFCを充填した第一種特定製品の台数	4 台	10 台	0 台	0 台	4 台	10 台
①充填した量	12.50 kg	5.20 kg	0.00 kg	0.00 kg	12.50 kg	5.20 kg
	(1)エアコンディショナー		(2)冷蔵機器及び冷凍機器		(3)合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
CFCを回収した第一種特定製品の台数	10 台	3 台	0 台	0 台	10 台	3 台
②回収した量	30.00 kg	10.20 kg	0.00 kg	0.00 kg	30.00 kg	10.20 kg
③年度当初に保管していた量					0.00 kg	2.00 kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					30.00 kg	12.00 kg
⑥法第50条第1項ただし書の規定により自ら再生し、充填したフロン類の量					0.00 kg	0.00 kg
⑦第49条第1号に規定する者に引き渡した量					0.00 kg	0.00 kg
⑧年度末に保管していた量					0.00 kg	0.20 kg

充填量・回収量報告の記載にあたってご注意いただきたい事項

○ 前年度末の保管していた量が違う

→ 送付している報告書様式には、前年度御報告いただいた年度末保管量を年度当初の保管量に記載しています。量が違う場合は都に御一報ください。

○ 合計欄やフロンを引き渡した先とその量が未記入

→ (3) 合計欄及び、フロンを処理するために、破壊業者・再生業者に引き渡したのか、法第49条第1号業者（引取業者）に引き渡したのか、該当欄に引き渡した量を記入してください。

○ 数字があっていない

→ 回収した量＋年度当初保管量

＝破壊業者＋再生業者＋自ら再生＋第49条第1号業者＋年度末保管量 になります。必ず数値が合うようにしてください。

充填量・回収量報告の記載にあたってご注意いただきたい事項

○ 前年度末に保管していた量を翌年度に充填した場合は、どの欄に記載するのか

→ 前年度に保管していた量は「年度当初に保管していた量」に翌年度充填した量は「法第50条第1項の規定により自ら再生し充填したフロン類の量」及び「充填した台数と量」に記載してください。

○ 自ら再生とは何か

→ 充填回収業者が、自ら回収したフロンを、自ら冷媒として充填の目的で、一筐体の可搬式の設備で、フロンの種類に応じた適切な再生を行うことです。

○ 事業者の情報（住所・代表者の氏名等）が違う

→ 早急に変更届と必要書類を御提出ください。

（都フロン対策ホームページで変更届について御案内しています）

充填回収業者に関する主な罰則規定等

充填回収業者に関する主な罰則規定等

○みだり放出

→ 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

○更新が切れてしまった状態で充填回収業を行った

→ 1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金

○充填証明書（回収証明書）の未交付

→ 都道府県の勧告・命令（その後50万円以下の罰金）

○充填基準・回収基準が守られていない

→ 都道府県の勧告・命令（その後50万円以下の罰金）

○引取証明書を交付しなかった

→ 廃棄等実施者から都道府県への通報

都道府県の勧告・命令（その後50万円以下の罰金）

○充填量回収量の未報告

→ 20万円以下の罰金

指導等の事例

- ☑ 充填量回収量の報告を数年間提出していないが、更新申請を行った。
 - 立入検査を実施し、口頭で指導を行いました。
体制改善について報告（書面）させ、その後、更新の通知書を渡しています。
- ☑ 有効期限が切れたのに気付き、新規で登録申請
 - 状況を確認のため立入検査を行いました。
期限の切れた間は業の取組がないことを確認し、口頭で指導後、新規登録の通知書を渡しています。

指導等の事例

- ✓ 回収証明書の一部に誤った記載を確認
 - この回収証明書は、現場で発行できるレシートタイプのものでした。訂正を促すとともに、管理者に渡す際に、再度確認するよう助言しています。
- ✓ 行程管理票の回収依頼書の記載必須事項に、空欄（特に交付日欄が空欄です。）
 - 回収依頼書を受け取る際、記載内容の確認を行うよう助言し、廃棄等実施者に対しても、適切な記載を行っていただけるよう周知をお願いしました。

6 資料 フロン排出抑制法Q&A 等

出展  平成28年7月20日
フロン排出抑制法Q&A（第3版）他

フロン排出抑制法Q&A

Q 法施行後（平成27年4月1日）以降の点検（簡易点検3月に1回、定期点検1年に1回等）において、第1回目の実施はいつに設定すれば良いのか。

A 法施行日から、それぞれ定められた期間（簡易点検なら3ヶ月、定期点検であれば1年もしくは3年）以内に、最初の点検を実施してください。また、次の点検については、前点検日の属する月の翌月1日から起算して、それぞれ定められた期間以内に行ってください。

フロン排出抑制法Q&A

Q 簡易点検は3か月に一度ということだが、その記録も機器が廃棄するまで保存しなければならないのか。

A 簡易点検については、点検を行ったこと及び点検を行った日を記録する必要があります。これらについても点検記録簿の記載の一部であり、機器を廃棄するまで保存する必要があります。

フロン排出抑制法Q&A

Q 冷凍空調機器について家庭用の機器と業務用の機器の区別はどのようにしたらよいのか。

A 家庭用の機器との見分け方については、

- ① 室外機の銘板、シールを確認する。（平成14年4月（フロン回収・破壊法の施行）以降に販売された機器には表示義務があり、第一種特定製品であること、フロンの種類、量などが記載されています。また、それ以前に販売された機器についても、業界の取組等により、表示（シールの貼付）が行われています。）
 - ② 機器のメーカーや販売店に問い合わせる。
- 等の方法があります。

フロン排出抑制法Q&A

Q 業務用途として使用している家庭用エアコンは第一種特定製品か。

A 家庭用として製造・販売されたエアコンは、第一種特定製品ではありません。（使用場所や使用用途ではなく、その機器が業務用として製造・販売されたかどうかで判断されます。）

フロン排出抑制法Q&A

Q フロン類を使用した、自動販売機、ウォータークーラー、液体を計る特殊な試験装置、リーファーコンテナなどは第一種特定製品になるのか。

A フロン類を冷媒として使用し、冷凍・冷蔵又は空調を目的とする業務用として製造・販売された機器であれば第一種特定製品となります。

第一種特定製品の種類

エアコンディショナー

表 4 第一種特定製品の種類

分類番号	商品名
(1) エアコンディショナー	
562119	自動車用エアコンディショナー(自動車リサイクル法の対象の製品を除く) ・道路運送車両法第3条に規定する小型自動車又は軽自動車であって、 二輪車のもの(側車付きのものを含む) ・道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車及び小型特殊自動車 ・被けん引車
56212	鉄道車両用エアコンディショナー
56213	航空機用エアコンディショナー
56219	その他輸送機械用エアコンディショナー
5622	ユニット形エアコンディショナー
5623	除湿機
562411	圧縮式空気調和用リキッドチリングユニット(遠心式、容積圧縮式)
5629	その他の空気調和機
5651	空気調和装置(クリーンルーム等)

第一種特定製品の種類

冷蔵機器及び冷凍機器

(2) 冷蔵機器及び冷凍機器

5612	コンデンスユニット
5631	冷凍冷蔵庫、冷蔵庫及び冷凍庫
5632	ショーケース(内蔵型ショーケース、別置型ショーケース)
5633	飲料用冷水器及び氷菓子装置(冷水機、ビール・ソーダデイスペンサ、ソフトアイスクリームフリーザ等)
5634	製氷機
5635	輸送用冷凍・冷蔵ユニット
5636	定置式冷凍・冷蔵ユニット
56371	冷凍冷蔵リキッドチリングユニット(遠心式冷凍機・スクルー冷凍機等)
56372	ユニットクーラー(ブライン、直膨)
5639	その他冷凍冷蔵機器
5641	ヒートポンプ式給湯器
5652	冷凍冷蔵装置(倉庫用・凍結用・原乳用等)
5659	その他冷凍機応用装置
58111	飲料自動販売機
58112	食品自動販売機
84481	ワゴン(搬送車)

フロン排出抑制法Q&A

Q 「管理者」とは、具体的には誰を指すのか。

A 原則として、当該製品の所有権を有する者（所有者）が管理者となります。

ただし、例外として、契約書等の書面において、保守・修繕の責務を所有者以外が負うこととされているリース契約等の場合は、責務を負うものが管理者となります。

なお、所有者や使用者が保守・修繕等の管理業務を管理会社等に委託している場合は、当該所有者や使用者が管理者に当たります。

フロン排出抑制法Q&A

Q リース契約、レンタル契約のそれぞれについて、管理者は、所有者、使用者のどちらになるのか。

A 一般的に、リース（ファイナンス・リース、オペレーティング・リース）による機器の保守・修繕の責務は、使用者側にあるとされているため、使用者が管理者にあたる場合が多いと考えられます。

一方、レンタルにおける物件の保守・修繕の責務は、一般的には所有者側にあるとされているため、所有者が管理者にあたる場合が多いと考えられます。

フロン排出抑制法Q&A

Q 複数の圧縮機がある機器の場合、定期点検対象となる「7.5kW」はどのように判断したらよいか。

A 冷媒系統が同じであれば合算して判断することになります。なお、機器の銘板に「●kW＋●kW」のように記載されているものは、一般的にはその合計値で判断しますが、機器によって冷媒系統が分かれている場合もあるので不明な場合は機器メーカーにお問い合わせください。

フロン排出抑制法Q&A

Q 機器を使用しない期間、冷媒を抜いて保管している場合、簡易点検や定期点検を実施する必要があるか。

A フロン類が充填されていない機器については、点検は不要です。

フロン排出抑制法Q&A

Q 施行規則第49条業者にフロン類を引き渡した場合、再生証明書・破壊証明書は交付・回付されるか。

A 法令上は施行規則第49条に基づき、都道府県知事から認定を受けた業者にフロン類を引き渡した場合は、再生業者・破壊業者に証明書の交付義務はありません。しかし、管理者の所有する機器由来のフロン類が、どのような処理がなされたのかを認識していただく観点から、何らかの証明書を交付することが望ましいです。
(運用の手引き(破壊業者編)または(再生業者編))

フロン排出抑制法Q&A

Q 算定漏えい量について、冷媒回収後、その機器に元々充填されていた冷媒とは異なる冷媒を充填した場合、どのように算定すれば良いか。

A 整備時に、回収が行われた後に充填されたフロン類が異なる場合には、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第2条における、当該整備時充填されたフロン類の種類については、（当該整備時充填されたフロン類の種類ではなく）当該整備時回収によって回収されたフロン類の種類と同一であるとみなして算定してください。

例）整備時に、冷媒Aを回収し、冷媒Bを充填した場合

算定漏えい量＝（冷媒Bの充填量－冷媒Aの回収量）×冷媒Aの地球温暖化係数

なお、この場合、充填しようとするフロン類の地球温暖化係数が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認する必要があります。

フロン排出抑制法Q&A

Q みだり放出とは？

A 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）及び第二種特定製品（自動車リサイクル法に規定するカーエアコン）に冷媒として充填されているフロン類を、事故、技術的問題、又は適切な回収等を行おうとして失敗した場合等の過失による放出等のやむを得ない放出ではなく、**故意又は重過失によって大気中に放出する行為を禁止**している。この規定に違反した者には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科される。

出展 平成27年3月 環境省 経済産業省
「充填回収業者等に関する運用の手引き」

フロン排出抑制法の目的

- ・ オゾン層破壊・地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制する
- ・ 現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする

皆様におかれましても
引き続き適正な充填・回収を
よろしくお願いいたします

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当

03-5388-3471（直通）

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/>

